

令和7年度愛媛県「三浦保」愛基金教育分野
公募事業募集要領



1 趣旨

県内地域社会の良き創り手として貢献できるたくましい子どもたちの育成を図るため、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体及び学校のグループ等から、子どもが主体的に取り組む活動や子どもの主体的な取組を引き出す活動等教育振興に資する事業を広く公募し、その事業の実施に要する経費に対し、愛媛県「三浦保」愛基金を活用して予算の範囲内において助成を行います。

2 定義

本事業における「子ども」とは、小学校、中学校、高等学校（専攻科は除く）、中等教育学校、高等専門学校（第3学年まで）特別支援学校の児童・生徒のことをいう（公立・私立は問わない）。

3 対象団体

(1) 応募することができる団体は、次の要件をすべて満たす特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体（法人格の有無は、問わない。）です。

- ①県内に事務所を有すること。
- ②おおむね1年以上継続して教育振興に関する活動を行っていること。
- ③団体の組織を備え、運営に関する規程（定款、寄附行為、規約、会則等）を有するとともに、運営に当たっては多数決を原則としていること。
- ④財産及び会計の管理が適切に行われていること。
- ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- ⑦暴力団又は暴力団、若しくはその構成員、若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

(2) そのほか、次の要件をすべて満たす団体も、応募することができます。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校におけるグループであること。ただし、幼稚園、高等専門学校（第4学年以上）及び大学は除く。
- ②令和7年度を通して活動を行う予定であること。
- ③学校長等指導的立場の者が公募事業の申込みを行うこと。

4 対象事業

応募の対象となる事業は、子どもが主体的に取り組む活動や子どもの主体的な取組を引き出す活動等教育振興に資する次のいずれかに該当する事業であって、令和8年3月15日までに完了するものです。ただし、国、県又は市町の助成やその他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

- (1) 探究型学習の促進に関する事業
地域課題の解決に向けた探究活動など
- (2) 地域ぐるみでの教育振興に関する事業
地域コミュニティでの交流、郷土愛の醸成、社会奉仕活動、人権教育、キャリア教育など
- (3) 各種体験活動の機会提供に関する事業
文化芸術活動、文化財保護活動、スポーツ活動、専門家による技術指導など
- (4) グローバル人材の育成に関する事業

- 外国への理解促進、異文化交流、外国語の学習など
- (5) デジタル人材の育成に関する事業
ICTへの意欲喚起・知識習得、プログラミング能力の向上など
- (6) その他教育振興に関する事業

なお、3(2)①の学校におけるグループについて、既存の部活動や同好会等が応募する場合は、原則当該基金の活用により創意工夫を凝らした新たな活動を行うことを要件とします。(恒常的な活動費への単なる充当は、対象になりません。)

5 助成額

助成額は、次の補助率で算出した額とします。ただし、1団体につき125万円を限度とします。

なお、補助対象経費は、別に添付している「補助対象経費費目」のとおりです。

- (1) 補助対象経費の50万円以下の部分 補助率10/10以内
(2) 補助対象経費の50万円を超える部分 補助率1/2以内

6 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和8年3月15日までの間

7 応募方法

この要領に添付している公募事業申込書に必要事項を記入し、次の書類を添付の上(学校におけるグループについては、(2)及び(3)は、提出可能なもののみで可)、募集期間内に、「えひめ電子申請システム(愛媛県)【手のひら県庁】」により提出してください。(電子申請での提出が困難な場合は事前に教育委員会事務局教育総務課に相談してください。)

なお、応募は、1団体1事業とします。

おって、提出された書類は、すべて審査会において公開します。

- (1) 公募事業申込書(事業計画書及び収支予算書を含む。)
(2) 団体の運営に関する規程(定款、寄附行為、規約、会則、役員名簿等)
(3) 直近の収支予算書及び決算書
(4) 提出書類チェック表
(5) その他既存の資料等で、団体の活動状況が分かる書類(A4サイズ3枚以内)

8 募集期間

令和7年1月10日(金)から3月21日(金) 17:15まで(必着)

9 審査

- (1) 応募のあった事業については、愛媛県教育委員会事務局職員で構成する公募事業審査会と外部委員を含む愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会で審査を行います。
- (2) 公募事業審査会の選考は、書類審査による一次審査及び応募者に直接事業内容等の説明(プレゼンテーション)をしていただく二次審査により審査します。ただし、応募者による説明の実施が困難と認められる場合は、書類審査により二次審査を行います。
- (3) 公募事業審査会の審査結果を愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会に付議した上で、補助対象事業を決定します。

10 公募事業審査会の審査日

別途通知します。(令和7年4月下旬から5月上旬を予定しています。)

11 公表

補助対象事業については、団体名（活動内容）、代表者、事業名、事業の種類及び事業内容を公表します。

12 結果の通知

審査（書類選考を含む。）の結果は、応募のあった団体すべてに文書でお知らせします。

13 事業の事後評価

補助金の交付を受けた団体には、今後の教育振興活動の推進に生かすため、事業実施後、事業評価を行い、その結果を報告していただき、これを公表します。

14 シンボルマーク等の表示

補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業の実施に際し、「愛媛県『三浦保』愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ使用要領」に基づき、印刷物等に愛媛県「三浦保」愛基金のシンボルマーク及びロゴタイプの表示をしていただきます。

15 その他

この事業は、県議会での予算の議決が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局 管理部

教育総務課 企画情報グループ

Tel 089-912-2997（係直通）

【えひめ電子申請システム URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6095&accessFrom=

